共通用建物	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
共通用土地	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
構築物	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	機械室土地建物及び共通用土地建物の資本コスト＋保守コストの合計額比
機械及び装置	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
車両	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費比
工具、器具及び備品	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	施設保全費＋試験研究費の合計額比
その他の無形固定資産	加入者側光回線終端装置、局外スプリッタ、加入系光ケーブル、加入系電柱、加入系管路、加入系中口径管路、加入系共同溝、加入系とう道、電線共同溝、自治体管路、光ケーブル成端架、局内スプリッタ及び局側光回線終端装置	左記設備投資額

注　資本コスト＝減価償却費＋他人資本費用＋自己資本費用＋利益対応税＋固定資産税

　　保守コスト＝施設保全費＋道路占用料＋撤去費用

○総務省令第十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の第七条第二号、第百七条第二号、第百八条第一項第一号及び第二項、第百九条第一項、第三項及び第四項、第百十条第二項、第百十条の三第一項第一号、第百十条の四第五項、第百十条の五第一項、第百十六条において読み替えて準用する第七十九条第一項及び第八十一条並びに第百七十六条の二並びに聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律（令和二年法律第五十三号）第三十一条の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月二十五日

総務大臣　村上誠一郎

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
〔第一章　略〕	〔第一章　同上〕
第二章　電気通信事業	第二章　〔同上〕
〔第一節～第四節　略〕	〔第一節～第四節　同上〕
第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の二の二―第四十条の八の五の三）	第五節　基礎的電気通信役務支援機関（第四十条の三―第四十条の八の五）
〔第六節　略〕	〔第六節　同上〕
〔第三章～第五章　略〕	〔第三章～第五章　同上〕
附則	附則